

第1章 第2次「国東市子ども読書活動推進計画」策定の経緯

1 国の動向

国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を制定するとともに、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月閣議決定）を策定しました。

さらに、平成17年に「文字・活字文化振興法」が成立し、平成18年には「教育基本法」の改正が行われました。これに伴い、「学校教育法」や「図書館法」等の改正が行われ、さらに「国民読書年に関する決議」が平成20年に国会（衆参両議院）で採択され、平成22年が「国民読書年」となりました。

このような状況を踏まえ、平成20年3月に第2次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、引き続き平成25年5月に第3次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、おおむね5年間にわたる施策の基本方針が明らかにされ、実施されているところです。

2 県の動向

大分県では、こうした国の動向を踏まえ、平成16年2月に「大分県子ども読書活動推進計画」、平成21年3月に第2次「大分県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが早い時期から読書習慣を身に付けるとともに、すべての子どもが読書に親しむことのできる環境の整備等に取り組んできました。

そして、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、平成26年3月に第3次「大分県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けることができるように取り組んできました。

3 第2次「国東市子ども読書活動推進計画」策定について

子どもは読書を通じて新たな経験を広げ、知識を増やし、考える力を養っていきます。また、興味のある本を読むことによって、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的好奇心を培います。そこで子どもたちが読書を自然に楽しむことができるよう、成長に合わせて本に親しめるような読書環境の整備をしていくことが大切です。

こうした中で、本市の子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備を図り、行政・家庭・地域・学校・関係機関が連携し、子どもの読書活動の推進に関わる取組を一層充実させる必要があります。

そのためには、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、平成30年度からおおむね5年間の総合的な取組として、第2次「国東市子ども読書活動推進計画」の策定が求められているところです。